会則

改訂履歴

2016年1月13改訂

[主な改訂内容]

団体戦の参加費について (P.5)

兵庫県クラブ連盟主宰の団体戦に係るエントリー費については資産より支弁する。

ボランティア活動について (P.6)

- 1)協会から要請がある各種行事については正会員が参加をする。また順番については名簿の50音順に担当するものとする。
- 2) 参加不可の場合は当人が名簿の次の人へ責任を持って依頼すること。
- 3) 新規会員については名簿の最下位に記載する。
- 4) 交通費については一律1,000円とする。

5)

2017年2月1日改訂

会費規程(別紙)

※期中登録:7月以降は7,000円

M・I・Nソフトテニスクラブ

M・I・Nソフトテニスクラブ 会則

第1章 総則

(名 称)

第 1 条 このクラブは、M・I・Nソフトテニスクラブという。

(事務所)

第 2 条 このクラブは、事務所を部長宅におく。

(目的)

- 第3条 このクラブの目的は、次のとおりとする。
 - (1) クラブ会員の親睦及び総合的レベルアップを図る。
 - (2) 次代を担う選手、指導者育成を狙いとしたソフトテニスの普及発展に 寄与する。
 - (3) 地域社会へ貢献する。
 - (4) 競技スポーツとしてソフトテニスに取組み、一致団結してクラブとして県内トップを目指す。
 - (5) 感謝・向上心を持って人間育成を図る。

(活動)

- 第 4 条 このクラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 三木市ソフトテニス協会主催の大会への参加および運営における支援。
 - (2) クラブ会員の総合的レベルアップを目的とした近隣地域にて開催される大会への参加。
 - (3) 次代を担う選手、指導者育成を狙いとしたソフトテニスのジュニア教室の開催支援。
 - (4) 三木市内の中学校および高等学校のソフトテニス部、近隣クラブチーム、三木市教育委員会、三木市青少年育成委員会、その他の諸団体との連携。
 - (5) その他このクラブの目的を達成するために必要な活動。

(運営の原則)

第 5 条 このクラブは、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその 活動を行わない。

第 2 章 会員

(種 別)

- 第 6 条 このクラブの会員は次の2種とする。
 - (1) 正会員

年齢18歳以上の健全なる人材で、このクラブの目的に賛同して入会したもの。

(2) 準会員

年齢18歳以上の健全なる人材で、このクラブへ総合的レベルアップの みを求めて入会したもの。

(会費)

第7条 正会員および準会員は、別紙会費規定において定める会費を所定の期日迄 に納入しなれければならない。

(入 会)

- 第 8 条 会員になろうとする者は、入会申込用紙に記入の上、当該年度の役員に会 費と共に提出しなければならない。
 - 2 過去に1度もクラブに入会した事がない者は、概ね4回を限度として試 行期間を設ける。

(退 会)

第 9 条 会員は、退会しようとするときは、事務局に届け出なければならない。 ※ 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において総会出席者の4分の 3以上の議決により、これを除名することができる。
 - (1) このクラブの名誉をき損し、又はその目的に反する行為をしたとき。
 - (2) 会費を納入期限経過後6箇月以上納入しないとき。

(搬出金品の不返還)

第11条 退会し又は除名された会員が、既に納入した会費その他の搬出金品は返還 しない。

第3章 役員

(種別及び選任)

- 第12条 このクラブに、次の役員をおく。
 - (1) 部 長 1人
 - (2) 事務局 1人
 - (3) 会 計 1人
 - 2 役員は、総会において選任する。
 - 3 役員は、相互に兼ねることができない。

(職務)

- 第13条 部長はこのクラブを代表し、活動を統括する。
 - 2 事務局は部長を補佐し、部長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 事務局は、会務を処理する。
 - 4 会計は、部長の指示のもと、会費の運用管理を行う。

(任期)

- 第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により就任した役員の 任期は、前任者又は先任者の残任期間とする。
 - 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 仟)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総会出席者の4分の3以上の議決により解任することができる。

第4章 会議

(種 別)

第16条 このクラブの会議は総会とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

- 第18条 総会は、次の事項を議決する。
 - (1)活動計画の決定
 - (2) 会計報告の承認
 - (3) その他、クラブの運営に関する重要な事項

(開催)

- 第19条 定時総会は、毎年1月に開催する。
 - 2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(召集)

- 第20条 会議は、部長が召集する。
 - 2 総会を召集するには、会員に対し会議の目的たる事項及びその内容、日 時並びに場所を示し開会の日の10日前までに文書(文面)又はEメール をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、部長又は事務局が担当する。

(議 決)

第22条 総会の議事は出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議 長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わ る権利を有しない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第23条 このクラブの資産は、次に揚げるものをもって構成する。
 - (1) 会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) その他の収入
 - 2 年会費は別紙の通りとする。

(資産の管理)

第24条 資産は会計が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(経費の支弁)

- 第25条 このクラブの経費は、資産をもって支弁する。
 - 2 兵庫県クラブ連盟主宰の団体戦に係るエントリー費については資産より 支弁する。(▲20160113改訂)
 - (1) エントリー費の詳細要件については第29条参照のこと。
 - 3 現地までの交通費及び個人戦に係るエントリー費についてはこの限りでない。

(活動年度)

第26条 このクラブの事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月末日に終わる。

第 6 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第27条 この会則は、総会において総会出席者の4分の3以上の同意を得なければ、 変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第28条 この会則は、総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3 以上の同意を得なければならない。
 - 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経たのち、このクラブと 類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第7章 雑則

(エントリー)

- 第29条 試合出場チーム数に制限があり、これを超えてエントリー希望が発生した場合は、優先順位を以下の通りとする。
 - (1) 正会員
 - (2) 準会員
 - (3) 正・準会員以外との混成ペア
 - 2 正・準会員以外をM・I・Nクラブ名でエントリーさせない。ただし、 部長が特に必要と認め、且つ常習性が無いと判断されるときはこの限りで

ない。

- (1)団体戦エントリー費
 - ・兵庫県クラブ連盟主宰以外の大会については参加者負担とする。 (▲20160113改訂)
- 3 MINクラブ会員以外の者が練習に参加する場合は、 MINクラブの練習カリキュラムに沿って行うものとする。

(ボランティア)

第30条

- ・協会から要請がある各種行事については原則正会員が参加をする。また順番については名簿の50音順に担当するものとする。
- ・参加できない場合は当人が名簿の次の人へ責任を持って依頼すること。 (▲20160113改訂)
 - (1) 交通費
 - 一律¥1,000-をクラブ会計より支弁する。(▲20160113改訂)
 - (2) 年度途中に入退会をした者はその都度名簿に追加・削除する。
 - 1, 新規加入の会員は名簿の最下位に追加する。
 - 2, 新規加入から2年目より名簿五十音順に組み入れる。

(▲20160113改訂)

会 費 規 定

会則第7条に定める正会員と準会員の会費は、次の通りとする。なお、会費は4月末日を期限として支払うものとする。

(1) 正会員: 社会人 10,000円(※期中登録:7月以降は7,000円)(▲20170201改訂)

学生 6,000円 (何れも県個人登録費込み)

(2) 準会員: 3,000円(県個人登録費別)

M・I・Nクラブ平成 年度入会申込書

私、はクラブ会則を順守し平成 年度M・I・Nクラブへ	の
正会員・準会員(〇印)での入会を希望致します。	
氏名:	
携带番号:	
※今回ご記入頂きました氏名等の個人情報は会員の運営の為のみに使用いたしまっての体の表現に体界になったが、	ト。
その他の事項に使用いたしません。	
M・I・Nクラブ平成 年度入会申込金領収書	
¥	

但し、平成 年度M・I・Nクラブ入会金 (正会員の方は県登録費¥3,000-含む) として

M・I・Nクラブ